

多文化共生保育における音楽実践の諸相

— ドイツ就学前教育・保育のカリキュラム分析を通して —

Aspects of Music Practice in Multicultural Childcare

—Through the Analysis of Curriculum in German Preschool Education and Childcare —

山原 麻紀子

YAMAHARA Makiko

要旨

近年の外国人人口の増加や多様な文化的背景を持つ子どもたちの増加によって保育・教育現場でも多文化化が著しく進んでいる。本論考では、多文化共生を目指す保育のあり方について、音楽活動の側面から考察を行なった。特に多文化化の先進国の一つであるドイツに着目し、修学前教育・保育のカリキュラムにおいて、多文化共生の概念がどのように反映されているのか、音楽領域の活動内容の分析を行なった。また、実際に文化的背景の異なる子どもが多く通園している園へのインタビューを通して実態の一端を明らかにした。

具体的には、ドイツ国内でも特に多文化化が進んでいるヘッセン州のカリキュラム分析を通して、多文化共生を促す音楽活動の特徴として、①協働性の促進、②言語発達の促進、③文化的・社会的実践への参加、④異文化理解の促進、の4点に整理できると考えた。紙面およびインタビュー調査は今回、公立一園のみの限定的な分析となったが、実際の保育でも上記4点の実施が確認された。特にプロジェクト型活動を重視しており、多様な背景を持つ子どもたちが異年齢グループで一つのテーマに取り組む中で、関連する音楽活動を協働して行っていた。プロジェクト型活動における音楽実践は、子どもたちの主体的な取り組み姿勢や、他者との協働を育み、自文化・多文化の理解という意味で大きな役割を果たしており、多文化共生保育の取り組みとして、有意義なのではないかと考えた。一方で、音楽活動そのものに目を向けると、音楽的な質の向上や表現の深まりに至っているかという点では検討の余地があると考えた。この点について、保育者と音楽の専門家との連携が解決策の一つになり得るのではないかと考え、今後継続して検討する必要性について述べた。

キーワード：多文化共生、ドイツ、就学前教育、保育、音楽活動、カリキュラム

*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design
連絡先：〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

1. はじめに

現在、日本に住む外国人は約282万人（2021年6月末現在）で、日本の人口の約2%を占める。2020年～2021年にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で日本に住む外国人数は若干減少したものの、少子高齢化・人口減少が進む我が国において今後の維持向上・活性化には外国人と共生していくことが求められる。同時に多様な背景を持つ人々との共生も不可欠である。日本における「多文化」化は益々進展する一方で、外国人住民とのコミュニケーション不足、地域での孤立、教育問題をはじめ「多文化共生社会」の実現に向けた様々な問題が喫緊の課題となっている。

我が国における多文化化は、子どもたちにも顕著である。在留外国人数282万3,565人のうち就学前の0歳～6歳の在留外国人は12万4,054人と、増加の一途をたどっている。日本の修学前教育・保育施設は、幼稚園や保育所、こども園、プレスクール、家庭的保育など、多様な形を取っており、外国にルーツをもつ子どもたちの利用割合に関して詳細は示されていないものの、地域によってはクラスの半分以上が外国にルーツを持つ子どもである保育現場も少なくない。

保育・幼児教育の指針となる『幼稚園教育要領』では「様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気づき、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得る」と記載されている。また、『保育所保育指針』では、第2章4「保育の実施に関して留意すべき事項（1）保育全般に関わる配慮事項」において「オ 子ども国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」「カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること」とされている。このように、幼稚園教育要領、保育所保育指針ともに多文化共生保育の重要性を明確に示していると言える。日本人も含め国籍にかかわらず、様々な文化的・社会的背景を持つ子どもたちが健やかに安心して過ごせるための多文化共生保育の理念、内容、方法の検討は急務の課題である。

では、実際にどのような多文化共生保育が行われているのだろうか。我が国における多文化共生に関連する研究に目を向けると、就学に向けた手続きに関する支援体制に関するものや、小学校以降、義務教育課程のカリキュラムを対象としたものが多く、特に教科の学習を円滑に進めるための言語面での支援や指導法に着目した研究が活発であることがわかる。一方で、就学前の幼児を対象とした多文化共生保育のカリキュラムに関する研究は十分とは言えず、保育の現場でも多文化共生保育の重要性が指摘されているにも関わらず、具体的な支援策や保育プログラムの開発には未だ至っていないのが現状である。

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省、2006）と定義される。これは、多様な背景を持つ人々が共に豊かな社会生活を営むための基本理念である。本論考ではこれらの実現に向けた多文化共生保育・教育のあり方について、音楽の視点から検討を行う。筆者はこれまで、「文化としての音楽学習」に着目してきたが、音楽はもともと文化の多様性を学んだり、多文化理解を促進する要素が多く含まれる。幼児期から多文化共生を促す音楽実践に触れることは、多様な文化的背景をもつ他者との関係づくりの有用な手がかりとなり、さらには自らの価値観を広げ、自

己理解および他者理解への手立てとなるのではないか、という仮説にたち考察を行う。具体的には、多文化共生を先駆的に取り入れてきたドイツの修学前教育・保育カリキュラムにおける多文化共生の取り扱われ方、特に音楽領域において多文化共生の視点がどのように反映されているのか考察することで、我が国における多文化共生保育への重要な示唆を得ることが可能と考える。現在、在留外国人数が1,000万人を超えるドイツは、早くから移民や難民を受け入れ、共生社会を目指してきた先進国として、保育・教育の分野でも多文化共生の実践と研究が豊富である。OECDの『国際幼児教育・保育従事者調査2018報告書』でも、母語が園で用いる言語と異なる子どもの割合が11%以上と回答した園は、日本は2.7%であったのに対して、ドイツは42.8%で調査参加国のうち最も高い結果となっている。同調査では多様な子どもたちがいる割合が高い園ほど、文化的多様性への意識が高く、取り組みの姿勢も高い傾向が認められた。また、ドイツでは音楽教育においても“Interkulturelle Musikerziehung”（異文化間音楽教育）あるいは“Multikulturelle musikerziehung”（多文化音楽教育）をキーワードとして1990年代から研究が進んでいる。文化的多様性を考慮した音楽教材の開発も進んでおり、方法論に関する研究蓄積も見られる。保育に特化したものは決して多くないものの、基礎的研究として多文化共生保育における音楽実践のあり方を考える上で示唆に富むと考える。修学前教育・保育カリキュラムは2004年に各州文部大臣会議（KMK）と青少年大臣会議（JMK）によって示された「保育施設における幼児教育のための各州共通枠組」があるが、実際の運用は各州に任されており、州ごとの「教育・育成計画」でより具体化している。これらの分析を通してドイツの就学前教育・保育における多文化共生の理念を整理し、多文化共生の実現に向けた音楽実践に関する動向と特徴を明らかにする。さらに多文化保育を実践しているドイツ国内の就学前教育・保育施設へのインタビュー調査を行い、ドイツにおける多文化共生保育と音楽の関連についての総合的考察を試みる。

2. 多文化共生保育における音楽活動

まず、国内において多文化共生保育における音楽活動の果たす役割について言及したのものとして、達井・加藤・ト田（2018）の「多文化共生保育における外国にルーツのある子どもの音楽活動の現状と課題—保育者の意識調査を通して—」は、多文化共生保育について音楽の観点から検討された数少ない論考として挙げられる。日本国内の幼稚園・保育園でのインタビュー調査を通して、多文化共生保育における音楽活動は「言語を伝えるためのツール」、「伝統や文化を理解するためのツール」、「仲間関係を作るためのツール」として、とても有効であるということを述べている。また、多文化保育の実際は、多文化の背景も様々であり、日本語能力も差があるものの、ほぼ歌わない子どもや楽器を自分から触ろうとしない子どももいる。これらのことから、外国にルーツのある子どもが親しみやすい音楽を選んだり、参加しやすい方法を考えたりし、子ども自ら音楽活動に主体的に取り組み友達と一緒に歌を歌えるようになったり、ダンスをしたりなど楽しんで音楽活動に参加出来るような保育者の関わりが大切であることを指摘している。また、小山（2019）は、多文化共生に向けた音楽教育について、「学習者が主観的な感性を持って世界のさまざまな音楽や他者と対話しながら自らの価値観を変容させつつ新たな音楽表現を生み出していくという、音楽文化の融合と創出の実践」と位置づけている。すなわち、多様な音楽を教材として用いること、他者との対話を通して自らの価値観を自覚・

変容すること、新たな音楽表現を生み出すこと、という音楽教育の柱となっている活動を改めて多文化共生の文脈で捉え直し、意味付けしていると言える。さらに「互いの個性を尊重しつつそれらを調和させながら共に一つのものを創り上げていく実践」も不可欠であると述べている。以上のように、多文化共生の実現に向けて音楽活動の果たす意義や可能性について確認ができた。しかし多文化共生保育の現状に関する研究や、特に音楽との関連について言及した研究は量的に十分とは言えず、今後さらに検討の余地がある。

一方で、多文化共生保育・教育の先進国であるドイツの就学前教育については、日本でも以前より注目され多くの研究がなされている。主なものとして、就学前教育の現状と課題についてまとめた坂野による一連の研究(2017a、2017b、2019)や、保育制度の枠組みやその展望について述べた齋藤の研究(2011)、ドイツの幼稚園における「教育の質」について検討した豊田の研究(2017)、ドイツの就学前教育において重要な概念である“Bildung”理解について現地の保育施設調査を通して検討した中西(2014)の研究、同じく中西(2015)によるドイツにおける就学前教育改革について言語教育を中心に検討した研究などが挙げられる。渡邊(2018)のドイツ幼児教育におけるコンピテンシーの位置付けに関する研究も示唆に富む。多文化共生と音楽の関連で論述されたものとしては、伊藤(2017、2020)、藤山(2020)による「Jeki」に関する考察が挙げられる。両論ともハンブルク州での器楽教育プロジェクト“Jedem Kind ein Instrument”(どの子どもたちにも一つの楽器を)の教育的意義や多文化共生に向けた可能性について言及している。「Jeki」とは、初等教育段階(2~4年生)において、音楽科教育の一環として実施されているプロジェクトで、週2コマの授業のうち専任教員による通常授業と「Jeki」の授業が1コマずつ設定され、高い教育効果を上げていることが報告されている。このように、多文化共生という文脈でドイツにおける音楽活動事例が日本国内で紹介されたものは数少なく、また就学前に焦点化した研究は管見の限り見当たらない。

3. ドイツの就学前教育・保育における多文化共生の概念

3-1. 制度の概要

ドイツでは、東西統一後、就学前教育制度の改変が実施された。2000年以降は公的保育施設の拡充や教育内容の国家的枠組みの策定などが実施されてきたが、特に2000年におこなわれたOECDの学習到達度調査(PISA)において、親の所属する社会階層による学力(読解力)の格差が最も大きい国であったこと、両親とも外国生まれの生徒の読解力の達成度が著しく劣っていることなどが指摘された。いわゆる「PISAショック」といわれるこの調査以降、特に移民の背景を持つ子どもの言語育成が重要視されるようになり、就学前教育においても言語教育は最重要課題となった。具体的には、就学前の児童を対象とした言語能力の診断や言語教育プログラムの開発がおこなわれるようになった。そして、言語教育だけでなく、幅広く就学前教育・保育そのものの重要性が認識されることとなり、2004年には各州文部大臣会議と青少年大臣会議(JMK/KMK 2004)によって「保育施設における幼児教育のための各州共通枠組(Gemeinsamer Rahmen der Länder für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen)」(以下、共通教育枠組)が示された。ただし、ドイツでは、「文化高権(Kulturhoheit)」という仕組みがあるため、連邦レベルで調整を図りつつも、カリキュラムの決定は

各州に一任される。つまり、常設各州文部大臣会議で大枠の方向性や全体的な共通性は保持されつつ、州ごとに独自の政策が決定される。この点はドイツの教育システムの大きな特徴と言える。

ドイツの就学前施設の改革で大きな契機となったのが、1991年の青少年支援法改正である。この法令により3歳以上の就学前の幼児に保育施設に通う権利を保障し、各州に保育施設の整備を義務づけ、さらに2005年の保育設置促進法の施行により、両親が共働き、ひとり親、職業訓練中もしくは教育期間中である場合、3歳未満児に柔軟な保育システムおよび質の高い保育を整備することが州・地方自治体の責務とされ、現在でも拡充されている。さらに、2013年8月には、3歳未満児を対象とした「保育請求権」が認められ、3歳未満児のための保育施設の増設が急速に進められている。なお、近年、議論されている問題としては「施設の増設に伴う保育者不足」「移民背景を持つ子どもの就園率増加」「保育者養成課程の見直し」が挙げられる（牛山 2016）。

3-2. 保育施設の概要

ドイツの保育施設の種類は、3歳未満児を対象とする保育所（Krippe）、3歳から就学までを対象とする幼稚園（Kindergarten）、就学から12歳までを対象とする学童保育所（Hort）があるが、近年、Hortは小学校に併設されることが義務づけられるようになり、就学前の子どもの通う施設は全てKita（Kindertagesstätte）と呼ばれる、いわゆる幼保一元化の総合教育・保育施設が展開されている。その結果、従来のように3歳になった保育園児が幼稚園に移る必要がなくなり、また、小学校に入学した児童が放課後に今までと同じ保育施設に学童として通えるようになった。利用者人数にもよるが、年齢混合クラスが一般的で、多様な子どもたちが同じ空間を過ごせるようになっている。ドイツでも日本と同様に核家族化や少子化による子どもたちの人間関係の希薄化、体験の不足が懸念される中、Kitaでの多様な体験が、それらを補う可能性についても指摘されている。

3-3. 「共通教育枠組」の内容・枠組

続いて、ドイツにおいて2004年にJMK及びKMKで決議された「共通教育枠組」についてみていこう。共通教育枠組は、分量にしてA4サイズ9枚程度で、その中に6つの教育領域（Bildungsbereich）が置かれている（表1参照）。そして、この共通教育枠組に基づき、各州で教育計画が策定されている。その結果、州によって分量に違いはあるものの、それぞれ6つの教育領域をふまえ、かつ教科関連的なものとなっている。本論考では、ヘッセン州に焦点をあてて、詳細について考察を行う。ヘッセン州はドイツの中でも特に移民の背景を持つ住民の割合が高く、都市州を除いては第一位となっている。

表1 ドイツ共通教育枠組における6つの教育領域

< 6つの教育領域 >
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「言語、文字、コミュニケーション」 2. 「個性的・社会的発達、倫理教育・宗教教育」 3. 「数学、自然科学、(情報)技術」 4. 「音楽教育/メディアとのかかわり」 5. 「身体、運動、健康」 6. 「自然と文化的環境」

保育・教育に対する政策も幅広く実践されている州として知られており、本論考における検討対象として適切と判断した。

ヘッセン州では上記の共通教育枠組に基づき、独自に0歳から10歳まで子どもの成長を継続的に網羅した「教育・育成計画」を定めている。バイエルン州との共同制作となっており、0歳から10歳までという長期的な計画はドイツ初ということで、ドイツ国内でも先駆的な役割を果たしてきたと言える。2005年3月に第1次案が公表され、1年半の試行期間を経て、2007年から施行されている。発達段階全体を通して、幼児期の教育・保育が行われるすべての場（施設）を対象とし、連続性を持って検討されている点や、教育過程における円滑な移行を図ることを目的としている点、そして何より、それぞれの教育・保育機関ではなく、個々の子どもの文脈に照らし合わせて「子どもを中心」としている点に特徴があると言える。

この教育・育成計画では、誕生から初等教育段階終了まで（およびそれ以降）の子どもたちの教育・育成の中心となる5つのビジョンと4つのコンピテンシーが定められている。4つのコンピテンシーについては、それぞれ下位コンピテンシーが設定されている（表2参照）。さらに後半では、それぞれの領域に関する詳細記述があり、子どもの姿を挙げながら、より具体的に説明されている。ドイツにおけるコンピテンシー導入の背景は、上述の「PISA ショック」が発端となり、諸外国と同様に幼児教育における知的教育への志向性が認められたことが契機となっている。特に多文化教育、障がいやジェンダー等の多様性理解といった現代的な課題を含む「個人に関するコンピテンシー」とともに「学習方法のコンピテンシー」が教育的課題として挙げられている点が特徴的である。

3-4. ヘッセン州教育・育成計画における「多文化共生」への言及

ヘッセン州の修学前教育・保育施設における指針となる教育・育成計画において、多文化共生の視点はどのように反映されているのかみていこう。教育・育成計画の構成は、本編三部構成、四部は資料編となっており、全体にわたって、文化的多様性に関する配慮が見られる。特に基盤部分となる第一部において、「個人差や社会文化的多様性への対応」という項目が設けられ、かなりの分量にわたっ

表2 ヘッセン州教育・育成計画における5つのビジョンと4つのコンピテンシー

<5つのビジョン>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「強い子ども」 2. 「コミュニケーション力・メディア力のある子ども」 3. 「創造力・想像力・芸術性のある子ども」 4. 「学習・研究・発見力のある子ども」 5. 「責任感と価値観に基づいて行動する子ども」
<4つのコンピテンシー>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人に関するコンピテンシー（パーソナルコンピテンシー、モチベーションコンピテンシー、情動コンピテンシー、認知コンピテンシー、身体関連的コンピテンシー） 2. 社会的文脈での行為に関するコンピテンシー（社会コンピテンシー、価値の発達と方向付けコンピテンシー、責任能力のコンピテンシー、民主的参加のコンピテンシー） 3. 学習方法のコンピテンシー（新たな知識を獲得するコンピテンシー、獲得した知識を使用し転移させるコンピテンシー、自己の学習態度を観察し調整するコンピテンシー） 4. 変化や負荷に対するコンピテンシー（レジリエンスコンピテンシー）

て多文化共生について言及されている。関連部分を下記に抜き出した。

- ・多様性（他と異なるということ）や異質性を建設的に扱うこと。
- ・文化的・言語的な違いを大切にし、それを豊かさや学習の機会として認識する。
- ・異年齢の関わりを基本とすること。
- ・自文化理解、自己肯定感を土台とする。
- ・何かを表現する方法が文化的に形成されていることを意識する。
- ・他者の考えを認識するだけでなく、意味を発見し、表現し、共有することを学ぶ。
- ・協働学習を通して、アイデアが交換され、変換され、拡張されることを学ぶ。

また、第三部では、「協働での学習プロセス」について記載されているが、その中にも多文化共生に関する事柄への言及が認められる。

- ・協働学習の鍵は社会的相互作用であり、それは知的、言語的、社会的発達を促進する。
- ・子どもは、自分の考えを表現して世界を理解し、他者と意見交換したり、意味を交渉したりすることで学習する。
- ・保育者は、事実の習得よりも意味の探求に重点を置く。
- ・自分自身を表現したり、世界を認識したり、経験したりするためには、さまざまな方法があることを学び、そうすることで世界への理解を深め、豊かにしていく。
- ・協働的な学びのプロセスは、子どもの出自や性別、身体的な障がいなどの個人差を尊重することに貢献する。
- ・他の人の意見を理解し、尊重し、評価することを学ぶ。

このように、ヘッセン州の教育・育成計画では、多文化共生の概念があらゆるレベルにおいて基盤となっていることが認められる。さらに言語的・文化的な多様性だけでなく、社会経済的背景、障がい、ジェンダーにおける多様性についても明確に言及されている。

3-5. 音楽領域の特徴

続いて、学習領域「音楽」に関わる部分を見ていく。具体的には教育・育成計画の第二部「創造的で想像力豊かな子どもたち」において「音楽とダンス」の項目で具体的に言及されている。4頁が割かれており、音楽活動の意義・特徴、学習目標、学習内容が記述されている。まず冒頭には「音楽やダンスは、子どもの体験世界の一部です。音楽との出会いは、様々な感覚を提供し、子ども自身の考えや感情を表現する様々な形へのアクセスを可能にします。音楽は美的な体験を可能にし、世界へのアクセスを可能にします。その固有の美に加えて、音楽は子どもの全体的な人格を強化することができます。」と述べられている。また、「知覚、協調、動きの同期は、音楽する上での前提条件であり、逆に言えば、音楽することによって刺激され、洗練されます。」とある。さらに音楽活動の持つ意義について言及されるが、多文化共生に関連する部分を下記に抜き出す。

- ・一緒に歌ったり、音楽したり、踊ったりすることで、社会的な学習、コミュニケーション、協働性を促進する。
- ・子どもたちが自分の感情に対処するだけでなく、他の子どもたちの感情との関連性やバランスをとるためにも、グループでの音楽経験は特に重要である。
- ・音楽は子どもの言語発達に良い影響を与える。遊びながら真似をすることで、より多くの発声や言語の能力やスキルが身につく。
- ・音楽は、子どもがその文化圏の音楽的伝統を知り、それを他者に伝えることで、子どもの文化的包摂を強化する。
- ・音楽実践を通して、文化的・社会的実践への参加が可能となる。音楽は、自国の伝統文化を育むだけでなく、異文化との出会いや理解にも重要な貢献をしている。

ここから、多文化共生を促す音楽活動の特徴として、①協働性の促進、②言語発達の促進、③文化

的・社会的実践への参加、④異文化理解の促進、という4点に整理できると考えた。

続く、音楽領域の学習内容としては、初等教育段階の「音楽科」で従来なされてきた「歌唱」「器楽」「鑑賞」という区分ではなく、「知覚と経験」「表出」「音楽の知識」に区切って説明されている(表3参照)。文化として音楽を経験することや、自国の音楽文化と同様に他国の音楽文化について知ることが明記されている。

以上、ドイツにおける「共通教育枠組」と、ヘッセン州の「教育・育成計画」を対象として、修学前教育・保育カリキュラムに多文化共生の概念がどのように反映されているか、さらに音楽領域における多文化共生との関連性についてまとめてきた。全体にわたる特徴として、多文化・多様性への視点がベースになっていること、多文化共生に向けた具体的な視点が示されていること、音楽領域においても多文化・多様性が前提として記述されていることが明らかとなった。

表3 ヘッセン州教育・育成計画における音楽領域の学習内容

<p>【知覚と経験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の文化としての音楽経験 ・音楽の刺激を集中的に聴き、区別された方法で知覚して位置を特定し(指向性聴力)、それに反応する。 ・音楽やダンスの要素(リズム、ダイナミクス、音程、テンポ、音色、動きの質など)を知り、区別し、メロディーの構成要素、動機、フレーズ、曲の形を把握することができる。 ・聴くことができる一激しい音と柔らかい音、高い音と低い音、速い音と遅い音を区別し、特徴的な音色を感じる事ができる。 ・一緒に歌ったり音楽することを楽しむ。 ・音楽の種類を区別できること。 ・様々な時代の音楽と踊りや異文化を知る。
<p>【表出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の話し方や歌声を発見する。 ・自分の気持ちや考えを表現する手段として音楽やダンスを使う。 ・音や音色で遊ぶこと、言語や言語の要素を扱うこと。 ・楽器を探求すること。 ・声と楽器を使った即興演奏や音の実験(グループでも可)、自分の音楽的なアイデアを発展させ、それを聴かせる。
<p>【音楽の知識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在・過去における自国の音楽文化と同様に他国の音楽文化を知ることができる。 ・音色、音符、形式的要素の音の特徴を基本的に理解する。 ・音楽用語を知る。 ・楽譜の表記に関する経験を積む。 ・自国や他国の音楽や楽器の知識を身につける。 ・呼吸・発声・発音のつながりの基本的な理解ができるようになる。 ・楽器の構造、由来、機能、演奏についての基本的な理解を身につける。

4. インタビュー調査と考察

続いて、カリキュラムの特徴が実際の保育へどのような形で具現化されているのか、保育者へのインタビューを通して明らかにする。ここでは、上記で取り上げたヘッセン州の中で、オッフエンバッハ郡ミュールハイム(人口約3万人)にある一般的なKitaでの取り組みについて紹介したい。多文化共生に関連した取り組み、音楽活動の内容についてインタビュー調査から分かったことをまとめる。今回、筆者がヘッセン州で2010年～2015年にかけて継続的に観察研究を行ってきた幼児教育施設の関係者に仲介を依頼し、ヘッセン州の中でも比較的移民の背景を持つ子どもが多く在籍する園をピッ

クアアップし、紙面調査およびインタビュー（オンライン）をお願いしたところ、コロナ禍の影響や保育士協会のストライキと重なり、1つの公立園、1つの私立音楽学校（Musikschule）の事例のみとなった。本稿では公立園の事例に絞って取り上げる。メール添付による紙面での質問（2020年9月）、オンラインでのインタビュー（同年10月・11月）を実施した。

なお、本調査の対象園および対象者には、研究目的について書面で説明し許可を得ている。また研究のためのデータ使用についても事前に書面にてその目的と倫理的配慮の事項を伝え、承諾を得ている。

4-1. 園の概要

公立（市立）M園のある地域は、ここ5年間で、子育て家庭の流入が多く、外国籍の住民も多い。新規の幼児教育施設の増設や既存の保育施設の増築によって受け入れ人数の拡充が進んでいる。M園は2020年9月現在、「外国籍あるいは移民の背景を持つ幼児・児童」の割合は86パーセントとなっている（同地域では、その他の園でも平均して60%前後）。事前の紙面調査では、園の概要として、在園する子どもの人数やクラス構成、職員構成について伺った。下記に概要をまとめる。

- ・ヘッセン州、市立園、Kita（Krippe、Kindergarten und Hort）
- ・開園時間：7時半～17時まで
- ・年齢構成：保育所（10ヶ月～3歳未満）12名、幼稚園（3歳～就学まで）75名、学童（1年～4年）25名
- ・職員：園長1名、副園長1名、常勤教諭（時短含む）16名、その他（事務・清掃）2名
- ・5グループ（保育所1、幼稚園3グループ、学童1グループ）編成。異年齢保育。

4-2. インタビュー調査の内容

今回、質問に答えて頂いたのはM園の園長と主任の保育者である。インタビューは「Ⅰ. 多文化共生保育全般に関すること」「Ⅱ. 音楽活動に関すること：①実施状況について、②多文化共生保育との関連について」の大きく二つに絞って行なった。以下に質問項目を示す。

【Ⅰ. 多文化共生保育全般に関すること】

- ・外国にルーツを持つ子ども（両親のどちらかが外国籍で母語がドイツ語以外）の割合について教えてください。
- ・多様な文化的背景を持つ子どもたちを同じクラスで保育するにあたり、何か配慮されていますか。具体的な配慮を教えてください。（例：食事、園からのお便り、園内の掲示文章、その言語が話せる教員の配置、通訳等の補助）
- ・それぞれの子どもの文化を紹介するような場面はありますか。
- ・多文化保育の難しさがあれば教えてください。

【Ⅱ. 音楽活動に関すること】

①実施状況について

- ・日常の保育の中で、音楽的な活動はどの程度行っていますか。頻度（一日あたり平均して何分、あ

るいは週に1回等)を教えてください。

- ・音楽的な活動としては、どのような内容を行っていますか。
- ・朝に歌う歌、帰る前に歌う歌、片付けをする時に歌う歌など、毎日決まったタイミングで歌う歌はありますか。
- ・季節の歌やその月の歌はありますか。
- ・歌う時、先生はピアノを弾きますか。あるいはピアノ以外でも何か楽器を演奏されますか。
- ・CDなど電子機器を用いて音楽を流すことはありますか。

②多文化共生保育との関連について

- ・多様な文化的背景を持つ子どもたちがともに音楽をする上で、留意していることはありますか。
- ・多文化共生を促進するために意識的に行なっている音楽活動はありますか。
- ・外国の歌や手遊びなどを取り入れていますか。具体的にはどこの国のものですか。
- ・どのような観点で教材選びを行なっていますか。
- ・音楽活動を通して子どもたちの関わり方(人間関係)に変化は見られますか。
- ・音楽活動を通して、子どもたちにどのような力を身につけて欲しいと思いますか。

次に項目ごとに、回答内容を要約してまとめる。

【I. 多文化共生保育全般に関すること】

- ・まず、子どもの出身や文化的背景に関わらず、一人ひとりの子どもを一人の人間として見ています。すべての子どもたちのために、私たちは言語の発達に注意を払っています。ドイツ語の語彙が少なく、言語の理解度が低い子どもたちは、日常生活の中で言葉を使った活動をしたり、ジェスチャーを使ったりして、そのための活動をします。簡単な文章で話すようにして、何度も繰り返します。日常生活の中で、私たちは言語を促進するために、(ドイツ語以外の言語も含め)歌や絵本を取り入れたり、手遊び(Fingerspiel)を行います。
- ・幼稚園のグループでは、言語教育の促進を重視しています。
- ・本園に存在する重要なルールを、シンボルマークで子どもたちに明確にしています。
- ・子どもたちの文化的背景を日常生活に取り入れるために、肌の色の違う人形や他国の人形、他国の衣装や絵本、ゲームなど、遊びの素材を選ぶ際に注意を払っています。さらに、子どもを家庭や文化的背景の中で捉え、そこから支援や日々の指導を行っています。
- ・保護者支援にも力を入れています。保護者の方と一緒に活動する際には、文化が異なるため、次のようなことに注意しています。
 - －保護者への通知や情報をわかりやすい言葉で書き、必要に応じて口頭で伝える。
 - －保育・教育活動の様子を写真を使って紹介する。
 - －様々な文化圏のお祭りを園内で紹介する。(例：ツッカーフェスト(イスラム教のラマダン明けの祭り)、写真やポスターを掲示してともに祝う)
- ・いわゆる「親の水先案内人」を養成しています。つまり、興味のある保護者が週に一度、当施設に集まり、そのために市から雇われた外部講師による研修を受けます。内容は多岐に渡り、栄養学、教育問題、ドイツの教育学的理解など、様々な分野の研修を実施しています。

- ・研修よりもライトな交流の場を提供しています。「親子の午後」と呼んでいる時間で、あるテーマに基づく研修よりも保護者の方に受け入れられやすいため、より多くの親子に参加してもらっています。保護者向けのコーヒーコーナーも用意しています。月例会もあります。

【Ⅱ. 音楽活動に関すること】

- ・週に数回、子どもと一緒に歌っています。アカペラが多いですが、ギターで伴奏することもあります。
- ・手遊びや、歌を伴う運動遊びも教育的な意図のもと定期的に行っています。
- ・特に保育所（3歳未満の子どもたち）では、歌、指遊び、言葉のやり取りを多く行います。韻を踏む言葉遊びは意識的に取り入れています。
- ・運動ルームでは、しばしば「音楽に合わせたムーブメント／ダンス」を行っています。曜日や回数が決まっているわけではなく、担当者が臨機応変に対応しています。
- ・外部講師による音楽活動も提供しています。音楽学校に所属する幼児音楽教育の専門家です。
- ・曲選びについては、本園ではプロジェクトワークが中心（例えば「からだ」「警察官」など生活に密着したテーマが選ばれている）なので、それぞれのプロジェクトのテーマに合った曲を選んでいきます。例えば、秋の歌、ランタンの歌、クリスマスソング、誕生日の歌、お祭りの歌など。
- ・保育者は様々な教材を用意しています。小物楽器もしばしば用います。ギターを使った活動も行います。その都度、子どもたちのプロジェクトテーマに合わせた歌をインターネットで探したりCDを用意したりします。
- ・音楽活動そのもの、というよりもグループごとにプロジェクトテーマを設定しており、日常的に協働作業を行っています。音楽や歌に合わせともに活動することで、チームワークやコミュニケーション力を高めることにつながっていると思います。また様々な文化の歌や音楽に触れる機会も意図的に作っています。差異を知る・認めるだけではなく、多様性があるからこそ出会えるものを大切にしたいと考えています。

4-3. 結果と考察

今回事例として取り上げたのは、1園のみであり、パイロット調査の位置付けとなった。極めて限定的な考察にはなるが、インタビュー調査から見えてきたことをまとめたい。

M園は「外国籍あるいは移民の背景を持つ幼児・児童」が86%であるが、施設環境はもちろん、教員・職員、そして子どもたち、保護者においてもそれぞれの文化に特有の事柄は共有できるような機会が提供されていることがわかる。また、「子どもたちの文化的背景を日常生活に取り入れるために、肌の色の違う人形や他国の人形、他国の衣装や絵本、ゲームなど、遊びの素材を選ぶ際に注意を払っています。さらに、子どもを家庭や文化的背景の中で捉え、そこから支援や日々の指導を行っています。」とあるように、園で過ごす中で、自然と多文化の言語・文字・デザイン・遊び・習慣・服装・振る舞い等に触れる機会が用意されており、お互いがそれぞれの文化を受け入れる態勢が整っていると言えるだろう。ただし、もともと古くから移民を受け入れてきたドイツでは、「移民を背景とするドイツ人」と呼ばれることもあり、多くの外国人移住者はすでに統合されており、もはや「移民」の背景は大きな役割を果たしていないと考えられる。そのため、M園でも、マジョリティである「移民

の背景を持つ子ども」「外国につながりのある子ども」は、配慮はされてはいるものの、ことさら特別に意識される存在ではないと思われる。これはドイツならではの事情と言えるだろう。

次に、音楽活動について三つの観点から考察する。第一に、いわゆる歌唱や器楽等の音楽活動を包括する、プロジェクト型の体験が核となっている点である。「音楽活動そのもの、というよりもグループごとにプロジェクトテーマを設定しており、日常的に協働作業を行っている。音楽や歌に合わせ、共に活動することで、チームワークやコミュニケーション力を高めることにつながっている。様々な文化の歌や音楽に触れる機会も意図的に作っている。差異を知る・認めるだけではなく、多様性があるからこそ出会えるものを大切にしたい」とある。プロジェクトについて詳細を尋ねたところ、異年齢のグループごとに、「からだ」「けいさつ」「天気」など身近なテーマを自分たちで決めているとのこと。時には、ある子どもの文化的背景と関連したテーマが選ばれる場合もある。保育はプロジェクト型の活動が中心であり、音楽活動もテーマと連動して行われている。（「からだ」を使ったボディーパーカッション、「けいさつ」が追いかける音づくり、「天気」に合わせた楽器遊び、等）実際にお互いのプロジェクトの内容や進捗状況は全体で共有され、最後は発表会も用意されている。保護者や地域住民も見学に来る機会にもなっている。ただ歌う、楽器を演奏する、に留まらず、自分たちで決めたテーマに関連する音楽活動をプロジェクトの一環として協働して行うことは、子どもたちの主体的な取り組み姿勢や、他者との協働性、自文化・多文化の理解という意味で大きな役割を果たしていると考えられる。

第二に、音楽活動において、特に乳幼児期、さらにドイツ語を母語としない子どもたちにとって言語発達の促進に繋がるような「韻を踏む言葉遊び」から歌唱活動へつなげている点である。日本のわらべ歌のように、ドイツにも伝統的な遊び歌があり、メロディーラインはシンプル、かつ繰り返しが多用されるという点では日本のわらべ歌と共通している。ドイツ語は特にゲルマン系言語に特有の強勢による言葉のリズム（韻）がキーとなっている。言語リズムはその文化の音楽とも密接に関係しているため、ドイツ語を母語としない子どもにとって、乳幼児期から遊び歌を通して正しい発音やリズムを体感することは大切だと考える。また同時に音楽は非言語的なコミュニケーションの媒体ともなる。まだ言葉がよくわからない子どもにとっても、音楽リズムに合わせた身体表現や音遊び、音楽ゲームは言語に依らないコミュニケーションとして有効であろう。どちらにしても外国にルーツを持つ子どもにとって、言語の壁は大きいですが、音楽がその突破口の一つになり得るのではないだろうか。

第三に、「外部講師による音楽活動」にも注目したい。ドイツでは、日本の幼稚園や保育園・小学校のように頻繁に器楽活動を行うことは少ない。代わりに音楽学校が多く存在しており、楽器を習う子どもも多い。楽器だけでなく、歌やダンス、オルフ楽器を用いた活動、ソルフェージュなども実施されている。システムとしては、子どもが音楽学校に通う場合もあれば、幼稚園や保育園のどこかの時間帯に、定期的に音楽学校の先生がやってきて、希望者（あるいは全員）がレッスンを受ける形もある。その際、幼稚園や保育園の先生と協働で指導を行う園もあれば、全く園のカリキュラムとは別で実施される場合もある。一般的に、ドイツの修学前教育・保育施設に勤める保育者は、音楽領域についていえば養成課程において基本的な事項については学んでいても、専門教育は受けていない。そのため、音楽に苦手意識を持っている保育者も少なからず存在するだろう。プロジェクト活動の中で生じた音楽・音楽活動を、音楽的な側面から深めたり、文化としての音楽学習を進めるにあたり、保

育者と専門家との連携については、大きな可能性があるのではないかと考えている。

5. おわりに

本稿では、修学前教育・保育における多文化共生のあり方について音楽領域との関連性から考察してきた。具体的には多文化共生の先進国であり、多文化保育が進んでいるドイツの教育・保育カリキュラムを分析し、多文化共生の概念が具体的にどのように示されているのか、また音楽領域にはどのように反映されているのかについて考察を行った。さらに実際の保育現場の事例を挙げながら多文化共生保育と音楽活動の関連について検討した。今回は一つの園の事例ということで非常に限定的な内容となったが、本稿前半でカリキュラム分析を通して導いた、多文化共生を促す音楽活動の4つの特徴、①協働性の促進、②言語発達の促進、③文化的・社会的実践への参加、④異文化理解の促進、は実際の保育現場でも確認できた。また、インタビュー調査から明らかになった内容のうち、今回特に注目されたのが、プロジェクト型の活動と外部講師との連携についてである。プロジェクト型保育は、一つのテーマに長期的に取り組む、子どもや保育者、時には保護者が一体となって探求する活動としてレッジョ・エミリア・アプローチの特徴としても知られている。今回のインタビューから明らかになったように、子どもたち自身で決めたテーマを探求する過程で、音や音楽も取り入れられていた。もともと多様な背景を持つ子どもたちが異年齢グループでともに一つのテーマに取り組むとき、さまざまな発見や衝突、価値観の変容や文化的融合も生じることが考えられる。まさに多文化共生保育の取り組みとして、有意義なのではないかと考える。その一方で、音楽活動そのものに目を向けると、文化としての音楽の学びや表現の深まりに至っているかという点では検討の余地があると思われる。その点、外部講師との連携によって新たな形を生み出すことが可能ではないだろうか。ドイツ国内では、「Jeki」のプロジェクトに代表される学校教育と音楽機関との連携が注目され、一定の効果を挙げているが、就学前段階からの実施についてはまだ研究の蓄積が少なく、十分な検討がなされていない。しかし近年、修学前教育・保育施設と音楽学校（Musikschule）との連携・協力がいくつかの州で行われている。例えば、ニーダーザクセン州で始まった“Kita macht Musik - Singen und Musizieren in Kindertageseinrichtungen”は保育者が音楽学校に所属する専門家の研修を受けたり、園での音楽活動に対する長期的なアドバイスやサポートを受けられるプロジェクトである。まずは保育者の音楽に対する苦手意識をなくすことから始め、研修を通して基礎的な音楽能力を身に付け、専門家のサポートのもと子どもを対象とした音楽実践の方法を学ぶことで、それぞれの園で日常的に音楽表現活動を取り入れ、子どもたちが主体的に音楽に取り組める環境を作ることを目的としたプロジェクトである。2005年～2007年のパイロットプロジェクトの後、5つの他の州でも実施され、計900名以上の保育者が参加した。この他にも保育者が幼児のための音楽教育の理論的および実践的な専門研修を受け、成功を修めた事例が報告されている。ただ一方で需要と供給のバランスがうまくいかず（需要は高いものの、音楽専門講師の数が少ないため）、継続するのが困難である点が指摘される。しかし、ここには大きな可能性があるように思われる。同時に日本への示唆になり得るのではないだろうか。今後は継続してドイツにおける修学前教育・保育施設と音楽学校との連携についても検討していきたい。

付記：本研究は、日本音楽教育学会第51回大会（2020）での口頭発表をもとに加筆修正を加えたものである。また、本研究は科学研究費助成事業 基盤研究（C）課題番号：20K02659の助成を受け実施された。

<引用・参考文献>

総務省（2020）「多文化共生の推進に関する研究会報告書」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000731369.pdf（2021/10/1 参照）

箕浦康子（1994）異文化で育つ子どもたちの文化的アイデンティティ。教育学研究。第61巻 第3。213-221。一般社団法人 日本教育学会

遠井あき穂、加藤あや子、卜田真一郎（2018）多文化共生保育における外国にルーツのある子どもの音楽活動の現状と課題。エデュケア（39）。15-29。大阪教育大学幼児教育学研究室

小山英恵（2019）共生をめざす音楽教育—文化の変容と創出を営む学習へ—。李修京編著。多文化共生社会に生きる：グローバル時代の多様性・人権・教育。316-320。明石書店

坂野慎二（2017a）ドイツにおける就学前教育の現状と課題。論叢：玉川大学教育学部紀要2016。19-47。玉川大学教育学部

坂野慎二（2017b）ドイツの幼稚園教諭・保育士養成政策に関する研究：養成の高度化・専門化に着目して。論叢：玉川大学教育学部紀要（16）。1-23。玉川大学教育学部

坂野慎二（2019）教育の目的・目標と教育課程に関する一考察—日本とドイツのコンピテンシー理解を中心に—。玉川大学教育学部紀要（18）。33-57。玉川大学教育学部

伊藤真（2017）ドイツの小学校における器楽学習の特徴と意義—ハンブルク州のJekiプロジェクトの事例から—。音楽文化教育学研究紀要（29）。13-22。広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学講座

伊藤真（2020）ドイツ・ハンブルクにおける文化的多様性に関連した音楽教育。音楽文化教育学研究紀要（32）。15-22。広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学講座

藤山あやか（2020）ドイツの音楽教育における多文化共生に向けた取組—ハンブルク州 Jedem Kind ein Instrument プロジェクトの事例から—。滋賀文教短期大学紀要（22）。29-38。滋賀文教短期大学

豊田和子（2011）ドイツの幼稚園における「教育の質」をめぐる議論と成果：—Tietzeら（ベルリン自由大学研究グループ）を中心に—。保育学研究 49（3）。269-280。一般社団法人 日本保育学会

中西さやか（2014）ドイツにおける保育の教育的課題の概念化をめぐる議論。教育学研究 81（4）。473-483。一般社団法人 日本教育学会

中西さやか（2015）ドイツにおける就学前教育カリキュラムの改革動向：言語教育を中心として。Bulletin of Nanyang City University 9。99-105。名寄市立大学

渡邊眞依子（2018）ドイツの幼児教育カリキュラムにおけるコンピテンシーの位置。人間発達学研究 Bulletin of the Graduate School of Human Development, Aichi Prefectural University（9）。127-137。愛知県立大学大学院人間発達学研究科

牛山さおり（2016）ドイツの就学前教育における言語支援策。慶應義塾外国語教育研究（13）。175-184。慶應義塾大学外国語教育研究センター

国立教育政策研究所（2020）OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018報告書。明石書店

Samuel Bader, Simone Bloem, Birgit Riedel, Carolyn Seybel, Daniel Turani (Hrsg.) (2019). Kita-Praxis im internationalen Vergleich Ergebnisse der OECD-Fachkräftebefragung 2018.

Hessisches Ministerium für Soziales und Integration Hessisches Kultusministerium (2019) Bildung von Anfang an ; Bildungs- und Erziehungsplan für Kinder von 0 bis 10 Jahren in Hessen. 9.Auflage. https://bep.hessen.de/sites/bep.hessen.de/files/BEP_2019_Web.pdf（2021/10/1 参照）

Oberhaus, Lars ; Nonte, Sonja (2016). Inklusion in der frühkindlichen musikalischen Bildung. Kooperationspotenziale zwischen Erzieherinnen und musikpädagogischen Fachkräften in der Kita. Knigge, Jens [Hrsg.] ; Niessen, Anne [Hrsg.] : Musikpädagogik und Erziehungswissenschaft. Münster. 73-88. (Musikpädagogische Forschung ; 37)

Aspects of Music Practice in Multicultural Childcare
—Through the Analysis of Curriculum in German Preschool Education and Childcare—

YAMAHARA Makiko

Abstract

The recent increase in the foreign population and the number of children with diverse cultural backgrounds has led to a remarkable increase in multiculturalism in childcare and education. In this paper, I examine the ideal form of childcare that aims for multicultural conviviality from the aspect of musical activities. In particular, I focused on Germany, one of the leading countries in multiculturalism, and analyzed the content of activities in the music field to see how the concept of multicultural conviviality is reflected in the curriculum of pre-school education and childcare. In addition, through interviews with preschools where many children with different cultural backgrounds actually attend, I clarified some aspects of the actual situation. The results pointed out four characteristics of musical activities that promote multiculturalism : 1) promotion of collaboration, 2) promotion of language development, 3) participation in cultural and social practices, and 4) promotion of intercultural understandings.

Keywords : multicultural approach, Germany, pre-school education, childcare, musical activities, curriculum